

株式会社 フジドリームエアラインズ 機内での電子機器類使用に関する違反について



株式会社 フジドリームエアラインズ(略称:FDA、本社:静岡県牧之原市、代表取締役社長:鈴木 与平)は、当社整備士による航空法に違反する以下の行為により、本日、国土交通省東京航空局長より嚴重注意を受けましたのでご報告いたします。

平成21年9月26日、FDA111便(8:45 静岡空港発、熊本空港行)において、搭乗整備士が電子機器使用禁止時間帯にパソコンを使用するという事例が発生いたしました。

当該行為は航空法第73条の3(安全阻害行為等の禁止等)に違反する行為であることから、当社より国土交通省東京航空局に報告を行い、本日、同省同局より文書による嚴重注意を受けました。

お客様ならびに関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。現在、社内関係者より聞き取り調査を行っており、詳細を調査中ではございますが、公共交通機関の担い手として、事業を始めて間もない当社がこのような事例が発生させたことを極めて深刻に受け止めております。

これを機に、二度とこのような事の無いよう、再発防止に万全を期し、安全運航の確保に努めてまいります。

記

1.発生日時等

平成21年9月26日 フジドリームエアラインズ(FDA)111便
(静岡空港 8時49分発、熊本空港10時04分着)

2.経緯

到着地での整備業務として搭乗していたFDA所属の整備士が、電子機器の使用が禁止されている時間帯(熊本空港進入時)において、使用禁止のアナウンスにも気付かず、パーソナルコンピュータを継続使用していた。

また、客室乗務員が同行為を認識していたにもかかわらず、注意を怠った。

3.当事者の概要

- ・整備士 平成20年9月1日 FDA入社 (整備経験38年)
- ・客室乗務員 平成21年1月8日 FDA入社 (乗務経験7年)

*搭乗整備士: 就航先空港支店に駐在することに替えて、航空機に整備士を搭乗させ、支店での不具合発生時の対応を取る整備要員。

以上

